

町民税・県民税 特別徴収の納期の特例について

皆野町役場 税務課課税担当

1. 概要

事業所から給与の支払いを受ける方が常時10人未満の場合、特別徴収（天引き）した町民税・県民税について、本来12回で納入していただくところを、2回で納入していただく特例を適用することができます。（下の図のとおり）。

特別徴収する給与	納入期限	
	通常	納期の特例適用の場合
6月の給与	7/10	}
7月の給与	8/10	
8月の給与	9/10	
9月の給与	10/10	
10月の給与	11/10	
11月の給与	12/10	} 12/10
12月の給与	1/10	
1月の給与	2/10	}
2月の給与	3/10	
3月の給与	4/10	
4月の給与	5/10	
5月の給与	6/10	

- 通常は、給与から天引きした翌月の10日が納入期限となっています。
- 納期の特例が適用になっている場合は、毎月の給与から天引きしていただきますが、納入は6か月分をまとめて、12月と翌年6月にさせていただきます。
- 適用後、もし条件に該当しなくなった場合は、速やかに申し出ていただきます。

2. 適用の申請について

適用を申請する場合は、別紙「町民税・県民税特別徴収 納期の特例適用申請書」を提出してください。審査の上、適用となる場合は「承認通知書」を送付します。

3. 根拠法令

地方税法 第321条の5の2

皆野町税条例 第46条の2、および第46条の3

町民税・県民税特別徴収 納期の特例適用申請書

平成 年 月 日

皆野町長 様

地方税法第 321 条の 5 の 2 に定める、町県民税特別徴収に係る納期の特例について、下記のとおり適用くださるよう申請いたします。

記

特別徴収義務者	(フリガナ) 名 称	
	代 表 者 職・氏名・印	印
	所 在 地	〒 -
	※ 指 定 番 号	
	法 人 番 号 又は個人番号	
申 請 事 由	給与の支払を受ける者が常時 10 人未満であるため。	
特 例 適 用 開 始 時 期	平成 年 月分から	

以上

※ 皆野町で初めて特別徴収の取り扱いを行う場合で、指定番号が不明なときは記入しなくて結構です。

<提出先> 皆野町役場 税務課課税担当
 〒369-1492
 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野 1420 番地 1
 電話 0494-62-1461